

## 2 世界的な人材獲得競争の激化

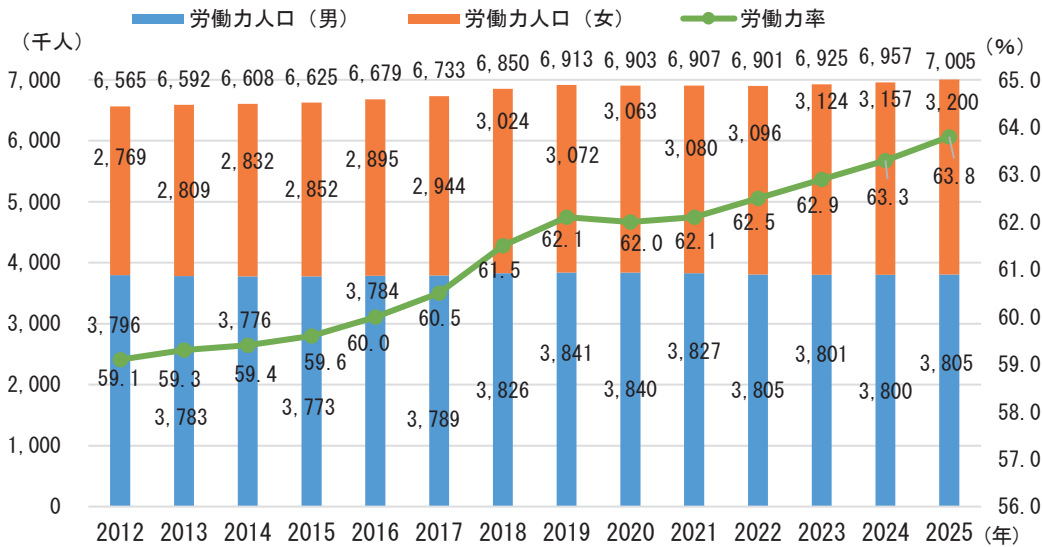
### 1 労働力を巡る現状

#### (1) 国内の生産年齢人口と労働力人口の推移

国内の生産年齢人口（15～64歳人口）は1995年の8,716万人をピークに減少し続けており、2025年8月時点で7,353万人となっています。今後も減少が続き、2050年には5,275万人（2025年比28.3%減）に減少すると見込まれています。さらに、近年の急激な出生数の減少により、生産年齢人口の減少幅は一層拡大することが予想されます。

一方、労働力人口（15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの）は、増加傾向にあり、2024年から2025年にかけては、47万人増加しています。このうち、男性は5万人増加、女性は43万人増加しており、女性の労働参加が拡大しています（図表1-2-1）。

図表1-2-1 労働力人口、労働力率の推移（全国）



出典：総務省「労働力調査」（2025年）

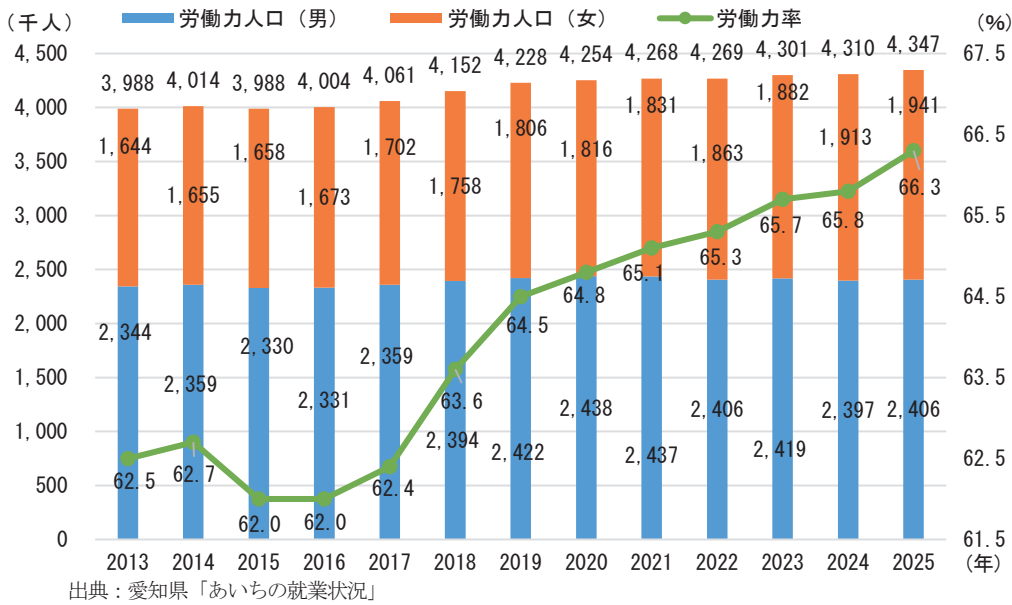
#### (2) 本県の生産年齢人口と労働力人口の推移

本県の生産年齢人口は、1998年の494万人をピークに緩やかな減少が続き、2025年10月時点では464万人となっています。社人研の推計によると、今後も本県の生産年齢人口は減少が続き、2050年には364万9千人まで減少すると見込まれています。

一方、本県の労働力人口は、2016年以降増加傾向にあり、2024年から2025年にかけては、3万7千人増加し、435万人となっています。このうち、男性は9千人増加し、女性は3万7千人増加しており、本県においても働く女性が増加傾向にあります。（図表1-2-2）。

また、労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）も同様に上昇傾向にあり、2025年時点で、66.3%となっています。労働力率の都道府県順位は、2017年の第6位から2024年には第3位となっています（図表1-2-3）。

図表 1-2-2 労働力人口、労働力率の推移（愛知県）



図表 1-2-3 労働力率の全国順位（2017年/2024年）

順位	都道府県名	労働力率 (%)
1位	東京都	65.04
2位	岐阜県	64.67
3位	静岡県	62.78
4位	福井県	62.54
5位	長野県	62.50
6位	愛知県	62.40
7位	神奈川県	62.12
8位	佐賀県	61.60
9位	石川県	61.28
10位	埼玉県	61.27

順位	都道府県名	労働力率 (%)
1位	東京都	68.57
2位	岐阜県	66.51
3位	愛知県	65.82
4位	神奈川県	64.77
5位	滋賀県	64.62
6位	山梨県	64.26
7位	沖縄県	64.18
8位	鳥取県	64.18
9位	埼玉県	64.16
10位	長野県	64.10

出典：総務省「労働力調査」（2017年）

出典：総務省「労働力調査」（2024年）

年齢階層別・男女別の労働力率の推移を見ると、本県の15～64歳の女性については、1989年の58.8%から2025年には76.5%と17.7ポイント上昇しているものの、男性、高齢者については、ほぼ横ばいとなっています（図表1-2-4）。また、直近の本県の女性の労働力率の推移を年代別に見ると、各年代で上昇しており、特に25～34歳の女性は2015年から15.0ポイント上昇し86.1%となっています（図表1-2-5）。

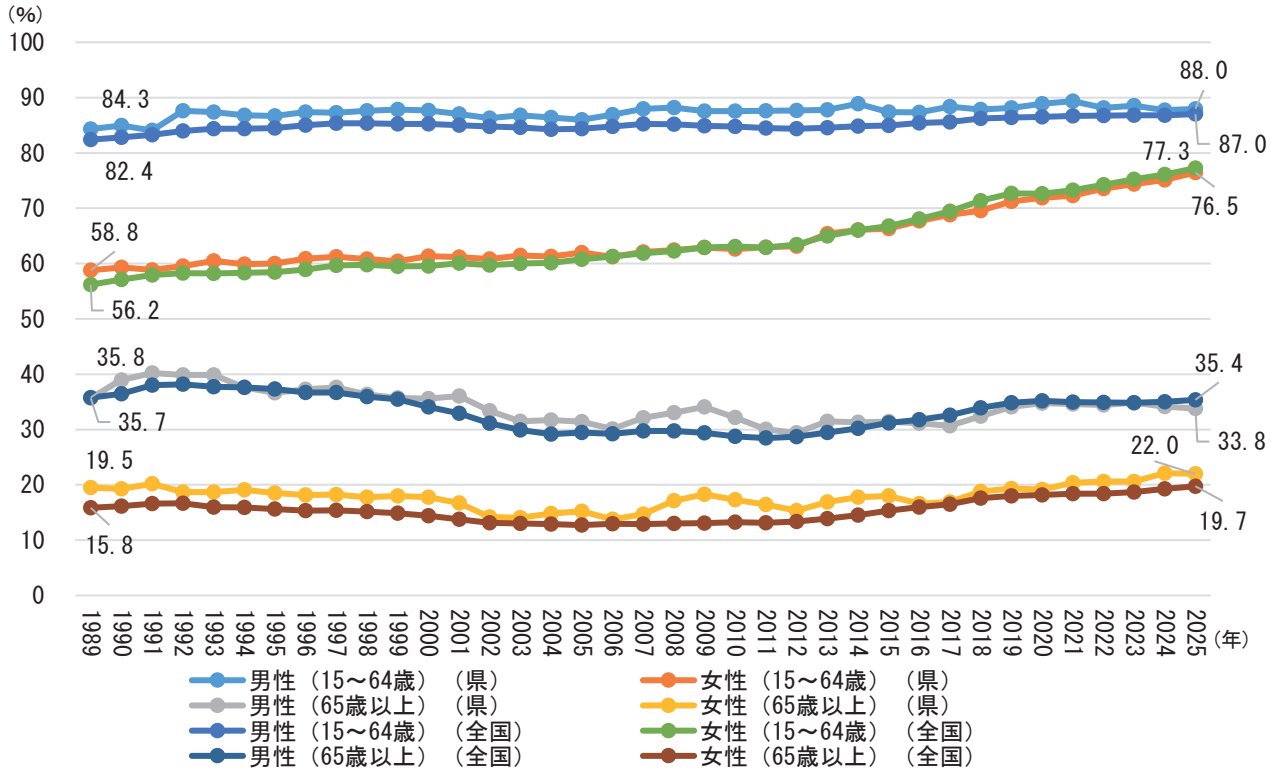
現在の各年齢層の労働力率そのまま維持され、かつ、今後外国人人口の大幅な増減がないものと仮定すると、本県の労働力人口は、2040年頃に400万人を下回り、2050年頃には、360万人程度まで減少するものと見込まれます（図表1-2-6）。

労働力人口の減少は、生産規模縮小による経済成長率の鈍化や税収の減少、社会保障制度の圧迫等、多方面にわたり深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした中、外国人人口の大幅な増減がない仮定において、女性（15～64歳）と高齢者（65歳以上）の労働力率が10%上昇する場合は、2050年頃まで400万人を維持することができることと推計されることから、女性や高齢者の労働参加をさらに促進していく必要があります。また、今後、日本人労働者が減少していく中、ロボット技術やAIなどの最先端

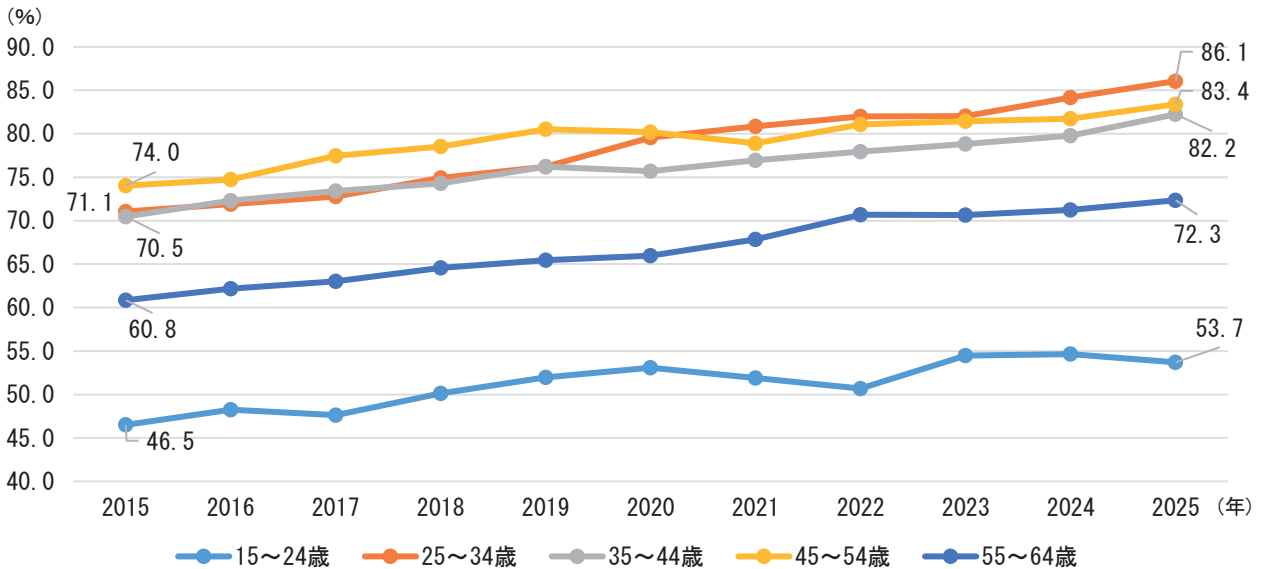
技術を活用して労働生産性を高めていくとともに、外国人労働者の受入れ環境の改善・整備にも取り組む必要があります。

図表1-2-4 男性、女性、高齢者の労働力率の推移（全国・愛知県）



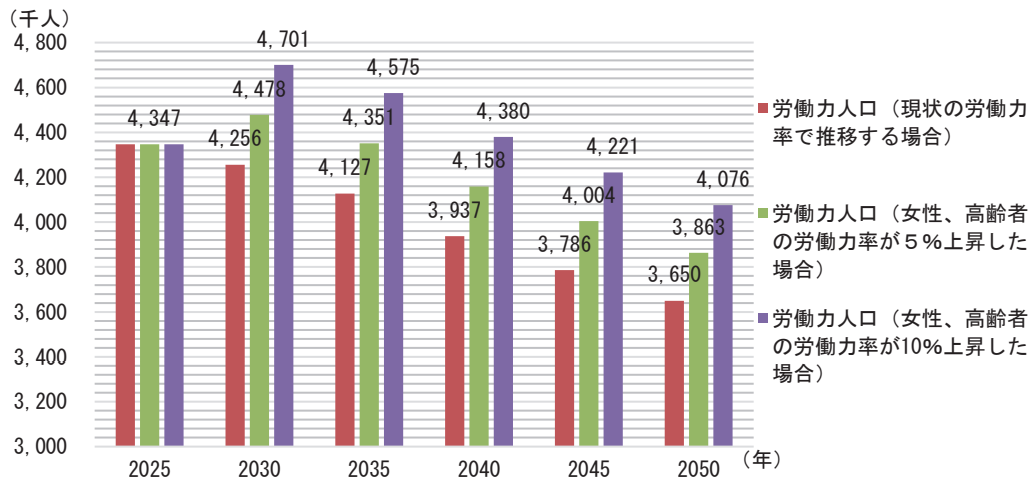
出典：総務省「労働力調査」、愛知県「あいちの人口」、愛知県「あいちの就業状況」

図表1-2-5 女性の年代別労働力率の推移（愛知県）



出典：愛知県「あいちの人口」、愛知県「あいちの就業状況」

図表 1-2-6 労働力人口の将来推計（愛知県）



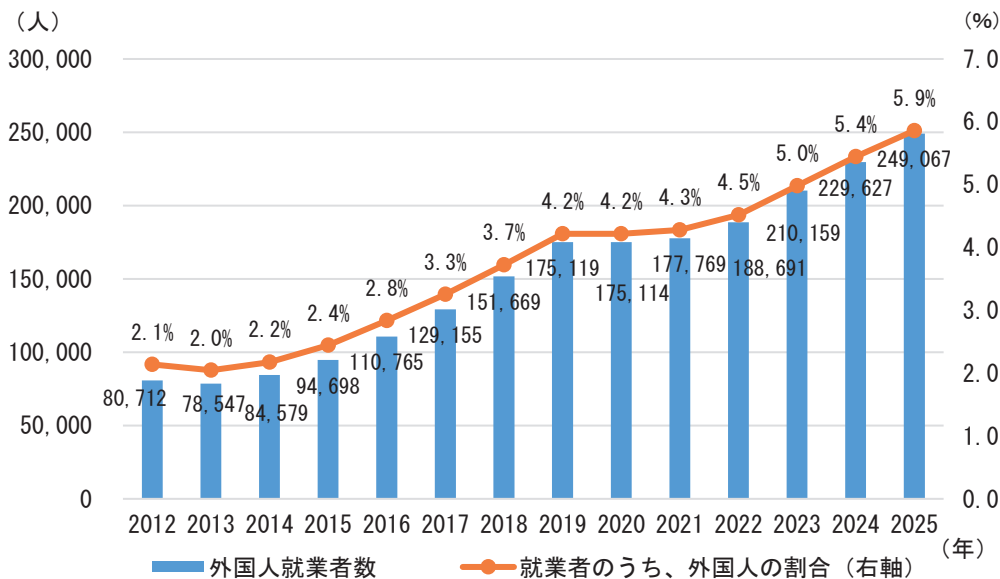
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2024年推計）」、愛知県「あいちの人口」、愛知県「あいちの就業状況」を基に愛知県政策企画局作成

## 2 外国人の就業状況

本県の外国人労働者数は、2014年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた2020年を除いて、毎年増加しています。2025年10月末日現在の人数は249,076人（対前年比8.5%増）であり、届出が義務化された2007年以降で過去最多を更新し、10年前の約2.6倍となっています。本県の外国人労働者数は、東京都（652,251人）に次いで全国で2番目に多い数となっています。

また、就業者のうち外国人労働者の割合は2025年10月末日現在で5.9%となっており、就業者の約17人に1人を占めています（図表1-2-7）。

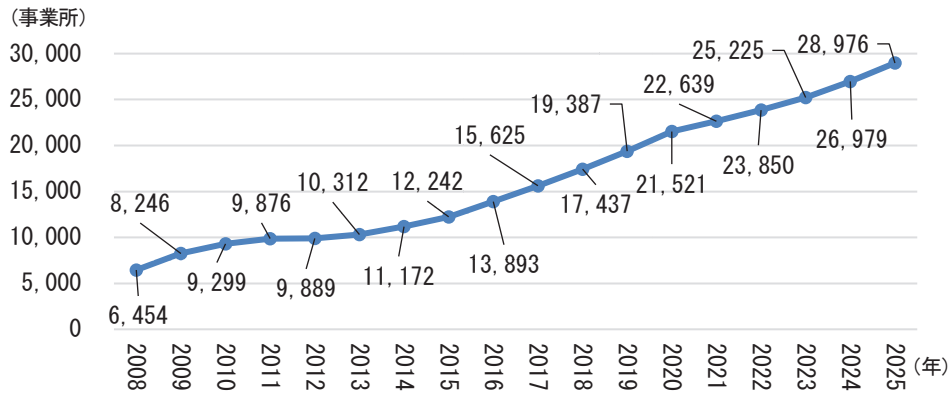
図表 1-2-7 外国人労働者数、就業者のうち外国人労働者の割合の推移（愛知県）



出典：愛知県「あいちの就業状況」、愛知労働局「愛知県の『外国人雇用状況』の届出状況について」

また、本県における外国人を雇用する事業所は年々増加傾向にあり、2025年は28,976所と、2008年に比べ4倍以上増えています（図表1-2-8）。

図表 1-2-8 外国人雇用事業所の推移（愛知県）

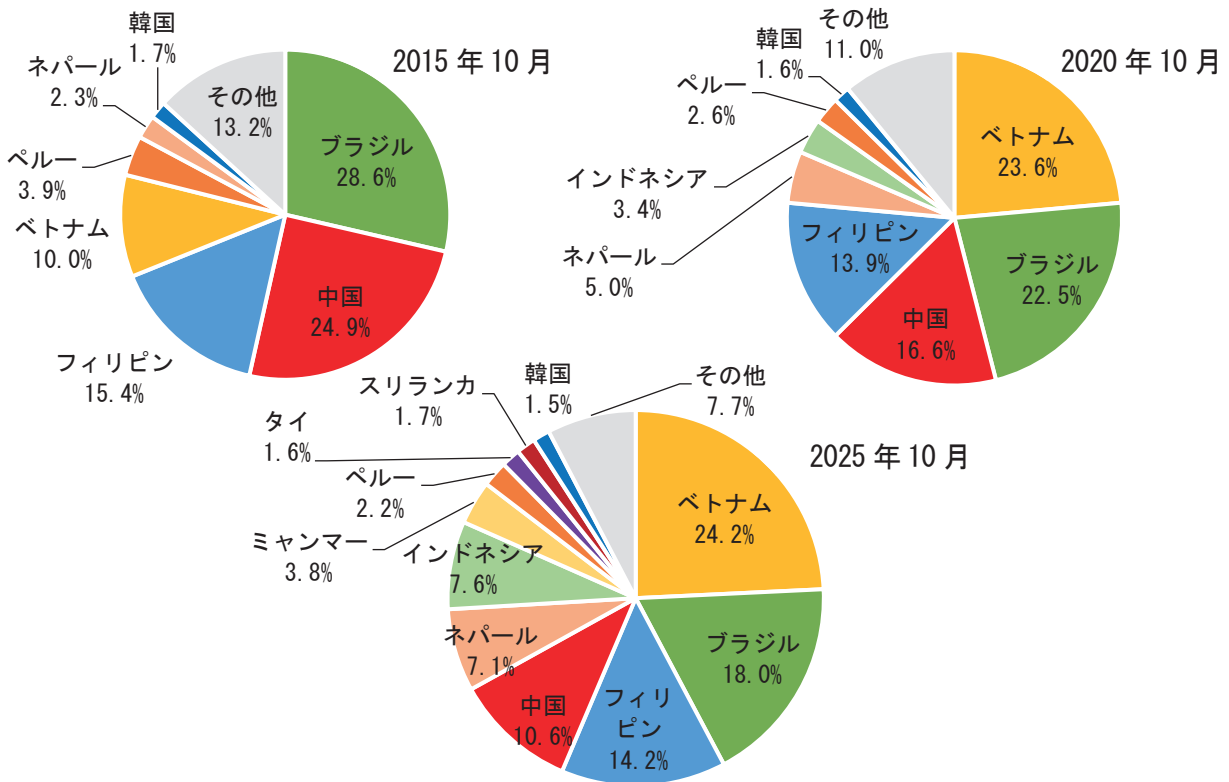


出典：愛知県労働局「令和7年10月末時点における愛知県の『外国人雇用状況』の届出状況について」

外国人労働者の国籍別の内訳は、2015年10月時点ではブラジルが最も多く、次いで中国、フィリピンの順でしたが、2020年10月時点では、ベトナムが最も多く約24%と大幅に増加した一方、ブラジル、中国の割合が減少しています。2025年10月時点では、ベトナム、ブラジル、フィリピンの順になっており、アジア、南米諸国の出身者が大半を占めています（図表1-2-9）。

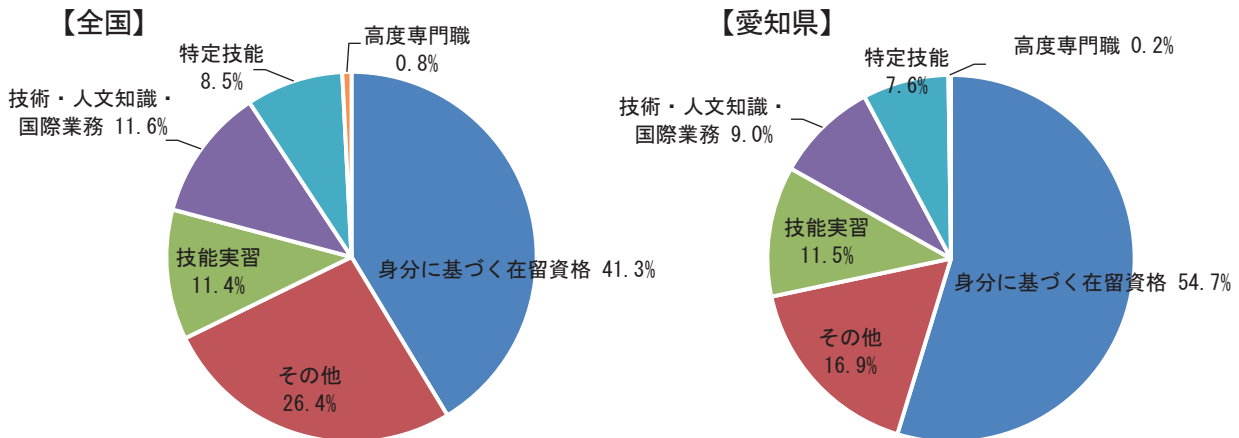
なお、本県の外国人の在留保有資格は、全国と比較した場合、特に身分に基づく在留資格（「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」）の割合が高いという特徴があります（図表1-2-10）。

図表 1-2-9 外国人労働者の国籍別の割合（2015年10月、2020年10月、2025年10月）（愛知県）



出典：愛知労働局「愛知県の『外国人雇用状況』の届出状況について」

図表 1-2-10 在留資格保有外国人数の内訳（2024年）（全国・愛知県）



出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」

また、本県の在留資格別外国人労働者数については、「技能実習」や「身分に基づく在留資格（うち定住者）」が全国で最も多くなっています（図表 1-2-11）。

図表 1-2-11 都道府県別・在留資格別外国人労働者数

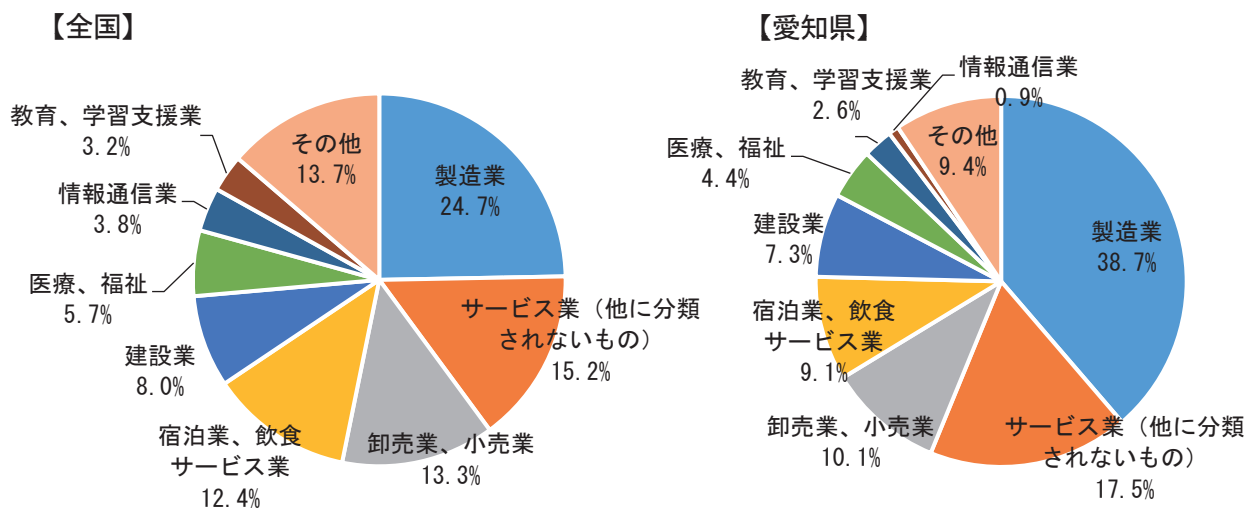
（単位：人）

全在留資格計	専門的・技術的分野の在留資格	うち技術・人文知識・国際業務	うち特定技能	技能実習	身分に基づく在留資格	うち定住者
東京 652,251	東京 276,165	東京 200,507	東京 36,040	愛知 48,162	東京 157,708	愛知 30,217
愛知 249,076	大阪 79,202	大阪 47,874	大阪 22,746	東京 35,467	愛知 101,335	東京 18,770
大阪 208,051	愛知 64,680	愛知 35,252	愛知 22,499	大阪 29,996	神奈川 50,203	静岡 12,814
神奈川 148,888	神奈川 50,401	神奈川 28,717	千葉 14,585	埼玉 24,032	静岡 39,296	神奈川 7,819
埼玉 133,049	埼玉 36,983	埼玉 18,437	埼玉 14,554	千葉 20,877	埼玉 36,869	群馬 6,400

出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況一覧（令和7年10月末時点）」

本県の外国人労働者の主な産業別の就業割合は、製造業が約40%を占めており、次いでサービス業（他に分類されないもの）、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業となっています。全国と比較すると製造業の割合が高く、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業が低い状況にあります（図表 1-2-12）。

図表 1-2-12 外国人労働者の産業別割合（全国・愛知県）



出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」（2025年10月）

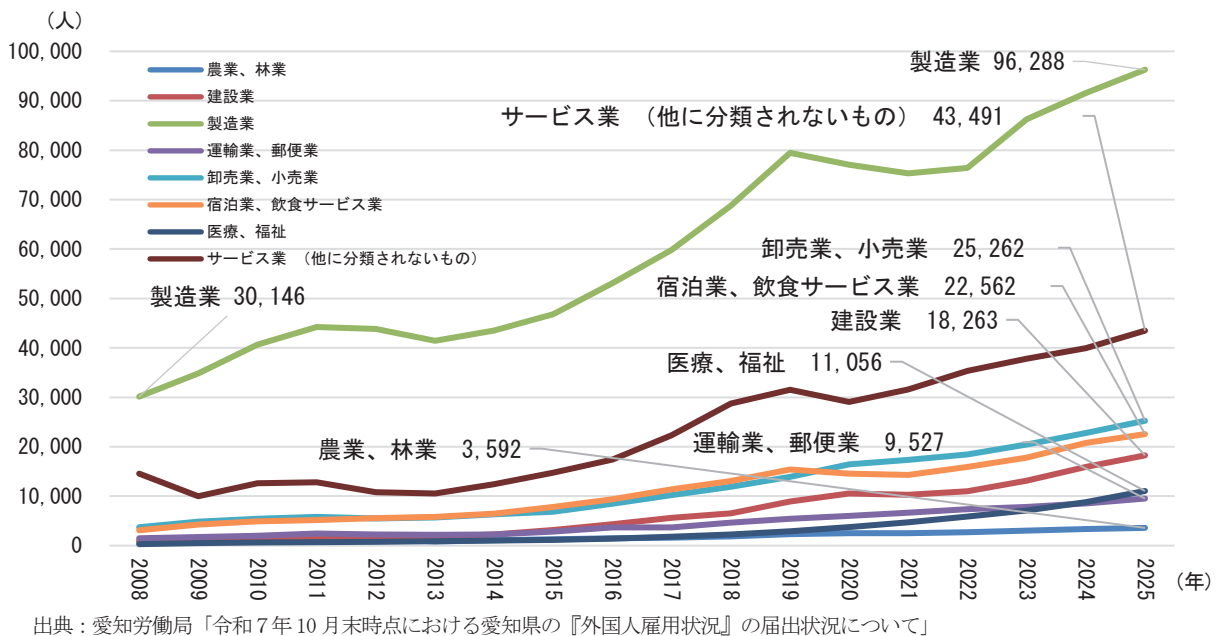
産業別の外国人労働者数の推移としては、2008年と比較すると、製造業が3倍以上増加しています（図表1-2-13）。

また、本県の職業別の有効求人倍率を見ると、建設・採掘従事者、福祉関連従事者、販売従事者、サービス従事者が高い比率で推移しており、人手不足が深刻となっていることがわかります（図表1-2-14）。

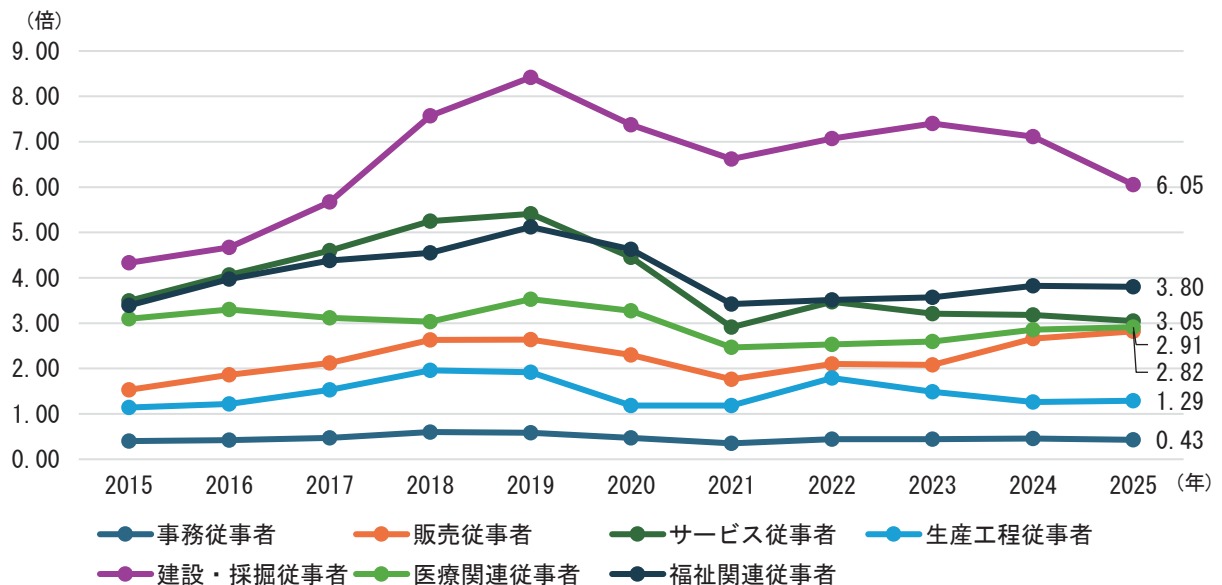
一方で、本県の外国人労働者は、人手不足が顕著な建設業や医療・福祉においては、従事割合が低くなっています。

今後、人手不足はさらに加速していくことが予想されるため、特に人手不足が顕著な建設業や医療・福祉では、労働環境や待遇の改善など、外国人からも選ばれる業種となるための取組が求められます。

図表1-2-13 主な産業別の外国人労働者の推移（愛知県）



図表1-2-14 職業別有効求人倍率（愛知県）



### 3 高度人材の獲得競争の激化

#### (1) 高度人材を取り巻く世界的な状況

現代はデジタル化、グローバル化の急速な進展により、国境を越えた活動が日常化し、企業の経済活動が世界と密接に結びついている一方、国籍や所属によらず、個人が働く場所を選ぶことができる時代になっています。

また、第4次産業革命が進展し、産業構造や社会経済が急速に、かつ大きく変わっていく中、こうした変化に対応し、イノベーションによる新たな価値の創造に貢献できる人材が世界中で必要とされており、高度人材の獲得競争が激化しています。

そうした中、近年、世界各国で高度人材に対するビザ発給の要件緩和が続いています。

例えば、シンガポールでは、2023年1月から月収3万SGD（約300万円）以上を条件にエリートビザを導入し、このビザにより通常より長い5年間の滞在が認められています。

また、イギリスでは、2022年5月末から世界トップクラスの大学卒業者に対して、現地企業の雇用契約なしで2～3年の居住許可が与えられる制度を創設しており、労働環境が決まっていない人材へのビザ発給を行っています。

さらに、ドイツでは、2024年6月に新しい制度である「チャンスカード」制度を導入し、要件を満たした人材に対し、ドイツへの入国と求職手続きが大幅に簡素化される内容で、EU圏外からの就労機会を大幅に拡大させています。

中国では、2017年4月から外国人就労許可制度が見直され、ハイレベル人材に対しては、永住権の取得緩和措置や住宅提供等、生活環境の整備も進め、高度人材の流入を図っています。

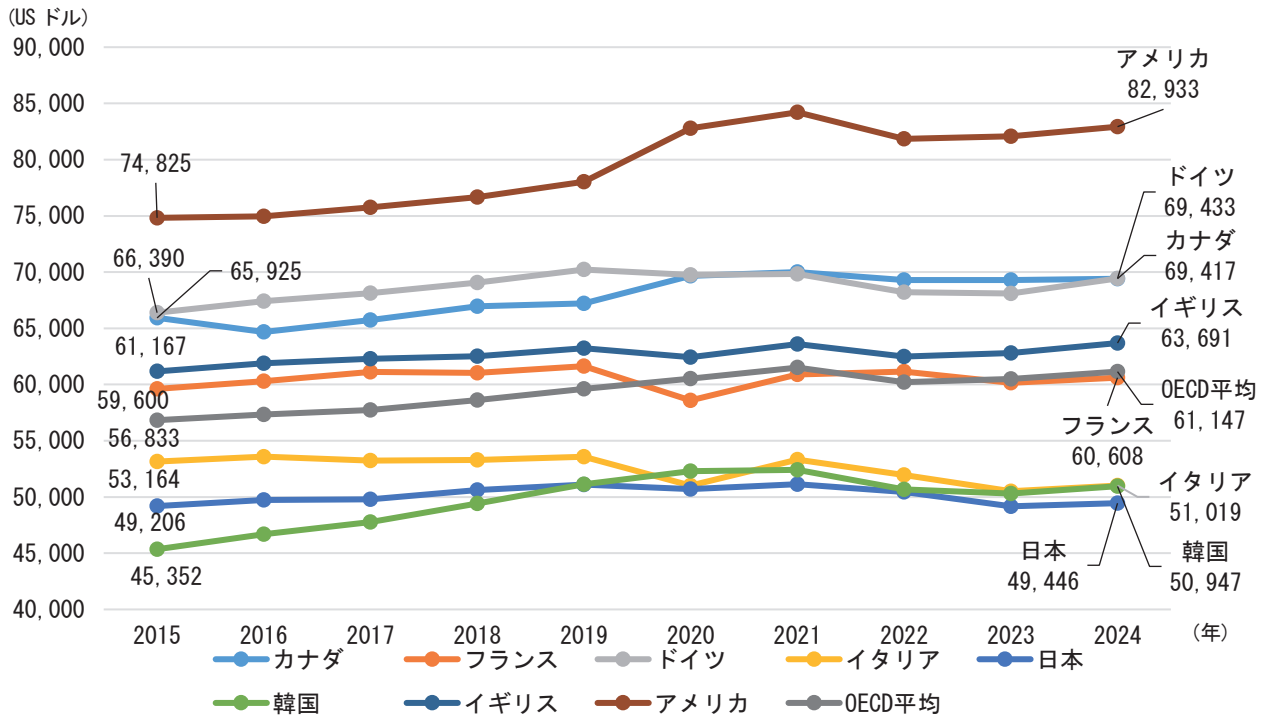
こうした各国における高度人材獲得の取組が進捗する中、仏ビジネススクールのINSEAD（インシアード）が発表した2023年版の「世界人材競争力指数（GTCI、The Global Talent Competitiveness Index）」では、日本は134か国中第26位と、調査を始めた2013年以来、初めて上位25か国から脱落しました。失業保険や再就職訓練などの「社会セーフティネット」や「技術教育」の評価が悪化したことが要因で、海外人材の獲得が進んでおらず、高齢化の進行により革新的な活動への投資拡大が困難となっており、若い人材が輩出されにくい状況が続いていることが課題とされました。なお、韓国が日本を逆転して第24位となっています（図表1-2-15）。また、平均年収についても、日本は2015年からの10年間で概ね横ばいで推移しており、同期間に韓国が日本を上回るなど、主要国との比較において相対的な低下が見られます（図表1-2-16）。

図表 1-2-15 世界人材競争力指数（2023年）

順位	国名	スコア
1位	スイス	78.96
2位	シンガポール	77.11
3位	アメリカ	76.60
4位	デンマーク	76.54
5位	オランダ	74.76
6位	フィンランド	74.35
7位	ノルウェー	73.96
8位	オーストラリア	73.93
9位	スウェーデン	73.86
10位	イギリス	73.75
24位	韓国	62.21
26位	日本	61.65
40位	中国	52.57

出典：INSEAD「世界人材競争力指数（GTCI、The Global Talent Competitiveness Index）」（2023）

図表 1-2-16 主要国の平均年収(アメリカドル購買力平価換算)

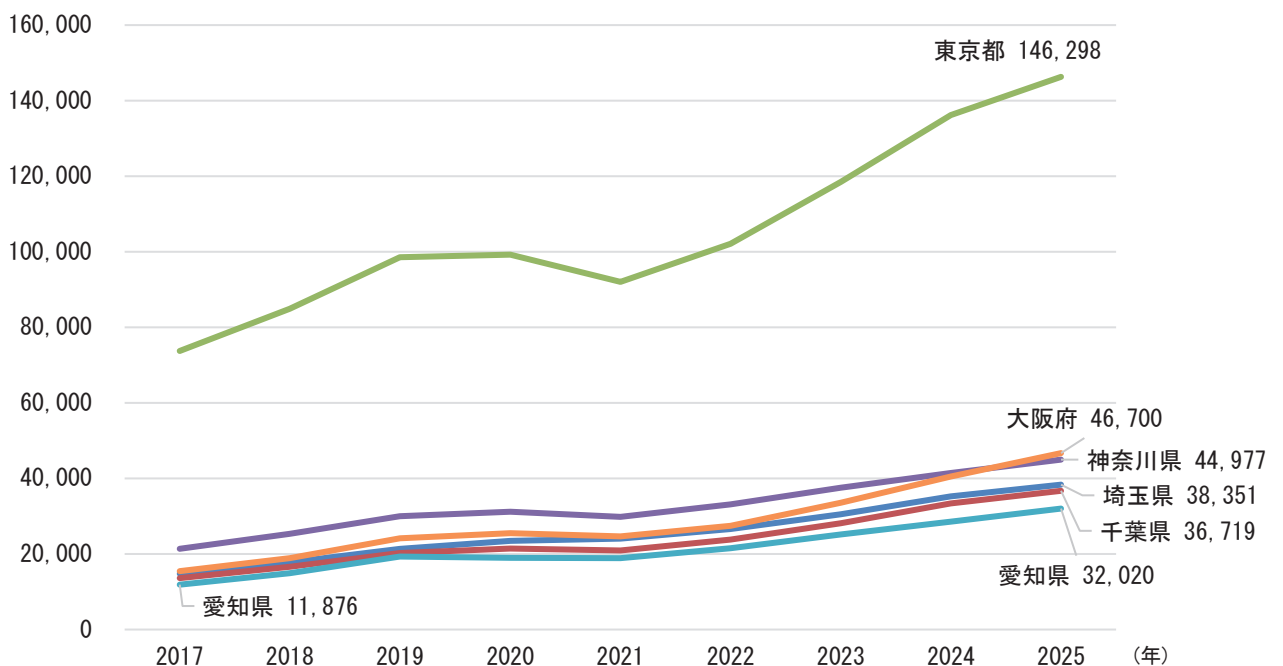


出典：OECD Data Explore を基に愛知県政策企画局作成

## (2) 我が国における高度人材の状況

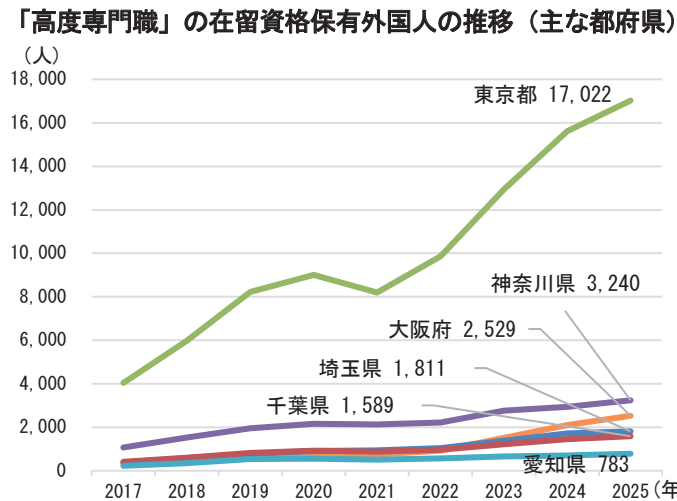
出入国在留管理庁の「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」によると、本県における「技術・人文知識・国際業務」及び「高度専門職」の在留資格保有外国人は2017年から2025年にかけて2倍以上増加し3万2千人を超えているものの、全国では6番目となっています（図表1-2-17）。また、本県における高度専門職の在留者は783人であり、国籍は中国が最も多くなっています（図表1-2-18、1-2-19）。

図表 1-2-17 「技術・人文知識・国際業務」及び「高度専門職」の在留資格保有外国人の推移（主な都府県）



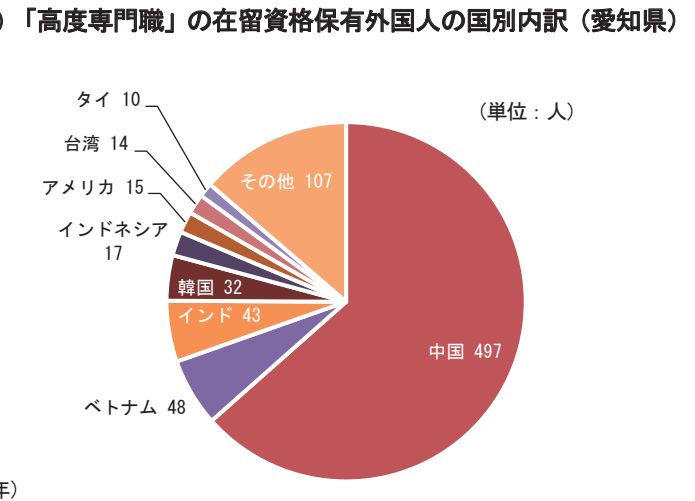
出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」

図表 1-2-18



出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」

図表 1-2-19



出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」

また、高度専門職は1号と2号に分類され、高度外国人材として入国・在留が認められた場合、出入国管理上の優遇措置を受けることができます（図表 1-2-20）。

本県の高度専門職2号の割合は全国に比べて高いものの、人数としては少ない状況にあります（図表 1-2-21）。

高度人材に選ばれる地域となるためには、外国人にとって生活しやすい環境を整備することや、昇進・昇給やキャリア形成などの雇用慣行を見直すことも必要です。

図表 1-2-20 在留資格「高度専門職1号・2号」の比較

高度専門職1号の場合	高度専門職2号の場合
①複合的な在留活動の許容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる</li> <li>・在留期間が無期限となる</li> <li>・左記③から⑥までの優遇措置が受けられる</li> </ul>
②「5年」の在留期間の付与	
③在留歴に係る永住許可要件の緩和	
④配偶者の就労	
⑤親の帯同（一定の要件を満たすことが必要）	
⑥家事使用人の帯同（一定の要件を満たすことが必要）	
⑦入国・在留手続きの優先処理	

出典：出入国在留管理庁資料

図表 1-2-21 在留資格「高度専門職1号・2号」の割合（愛知県・全国）

○愛知県			○全国		
在留資格	人数	割合	在留資格	人数	割合
高度専門職1号	704	89.91%	高度専門職1号	29,774	94.09%
高度専門職2号	79	10.09%	高度専門職2号	1,870	5.91%
合計	783	100.00%	合計	31,644	100.00%

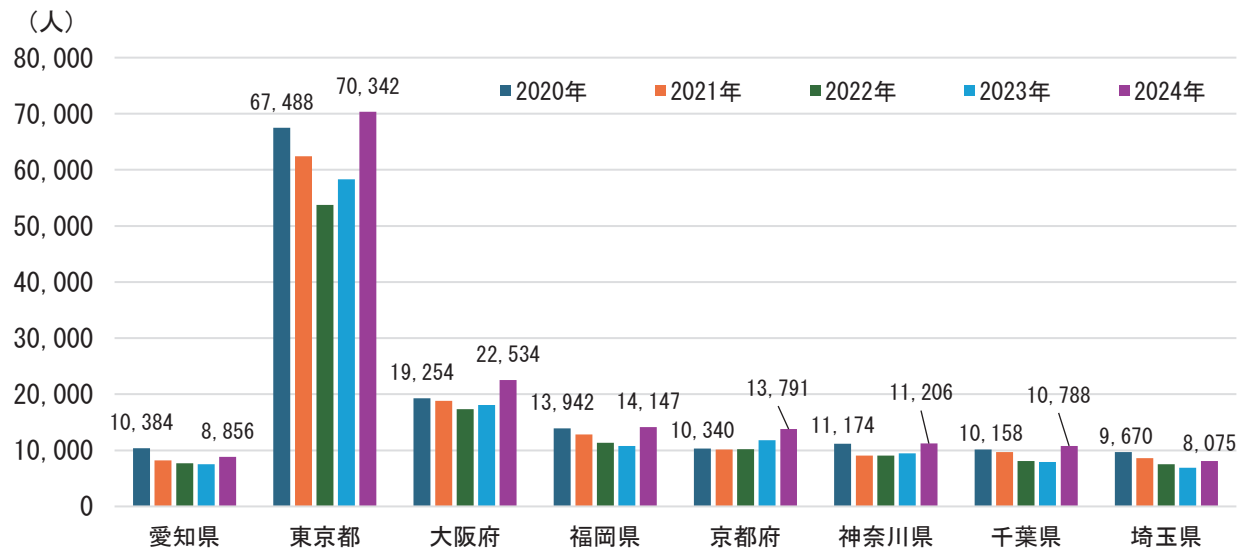
出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」

(3) 外国人留学生の国内での就職状況

我が国における外国人留学生数の都道府県別の推移では、本県は東京都、大阪府、福岡県、京都府、神奈川県、千葉県に比べ低い水準にあります。また、国内で就職する外国人留学生のうち、就職先企業等の所在地別の人数は、東京都が最も多く、2024年で約17,000人となっており、本県は大阪府、神奈川県に次いで約1,700人となっています(図表1-2-22、1-2-23)。

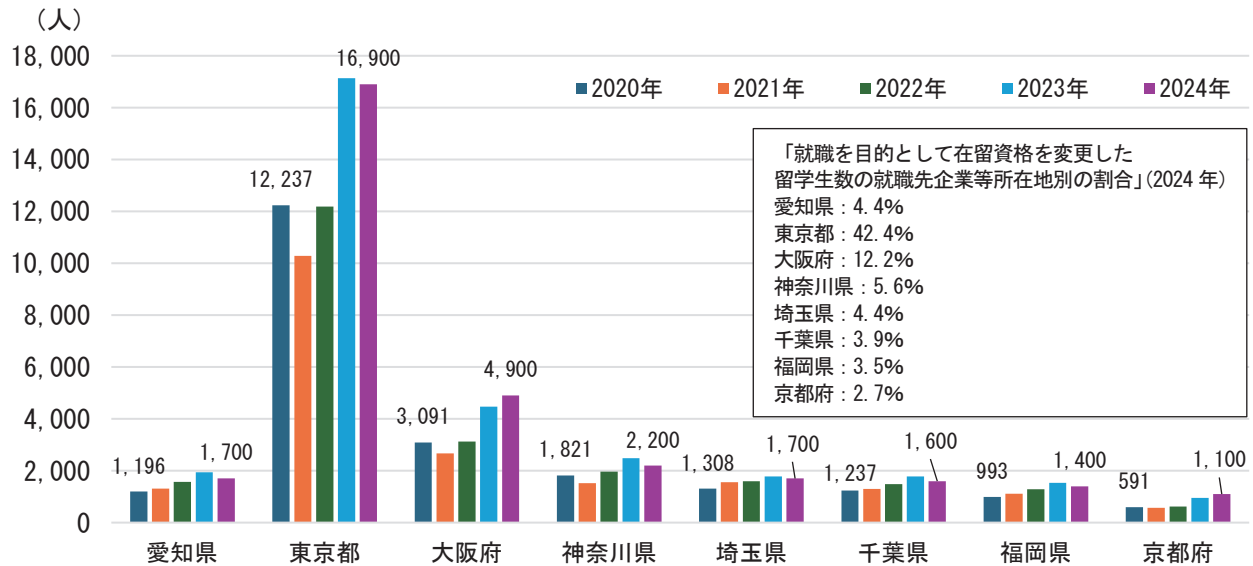
県内企業に就職する留学生は増加傾向にあるものの、東京都や大阪府と比較すると、就職先として選ばれる割合も低い水準にあります(図表1-2-23)。今後、本県への留学生を増やす取組を進めるとともに、就職先として留学生に選ばれる地域となるよう取り組む必要があります。

図表1-2-22 外国人留学生の推移(主な都府県)



※各年5月1日現在、専修学校専門課程の留学生を含む(日本語教育機関の留学生除く)  
出典:(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」

図表1-2-23 就職を目的として在留資格を変更した留学生数の就職先企業等所在地別の推移(主な都府県)



※2024年は概数  
出典: 出入国在留管理庁「留学生の日本企業等への就職状況について」

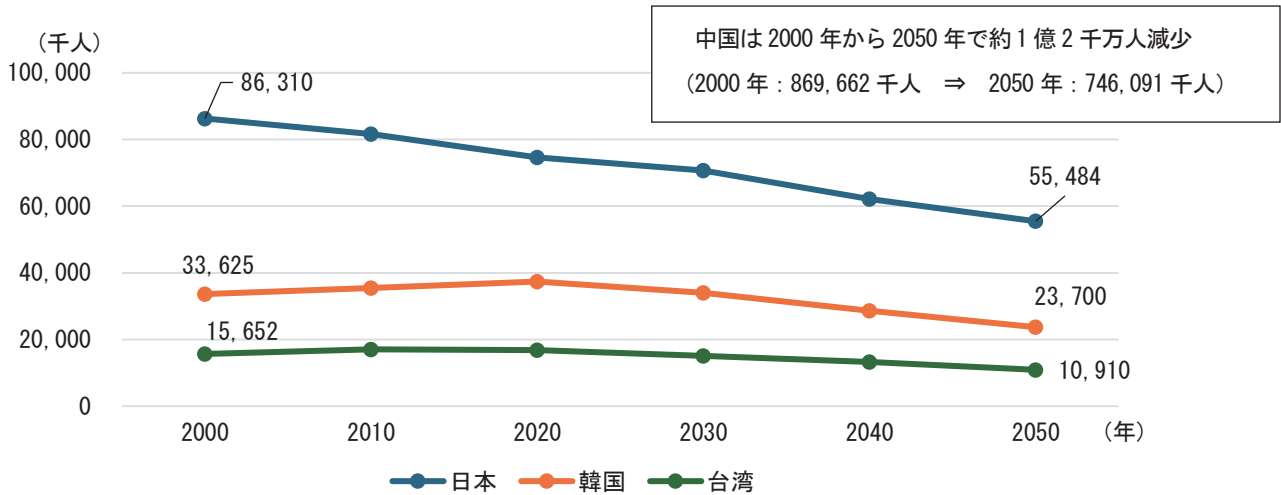
#### 4 近隣諸国における外国人材のニーズの増加

##### (1) 近隣諸国の状況

日本を含む、中国や韓国、台湾といった東アジア諸国においては、高齢化の進行により、将来にわたって、生産年齢人口の大幅な減少が予測されています（図表1-2-24）。これに伴い、今後は労働力確保のため、高度人材以外の外国人材の獲得競争も一層激化することが予想されます。

特に、中国においては、2040年までに60歳以上人口が4億人に達し、今後、急速な高齢化が見込まれることから、外国人材のニーズが急速に進むと予測されます。

図表1-2-24 近隣諸国の生産年齢人口

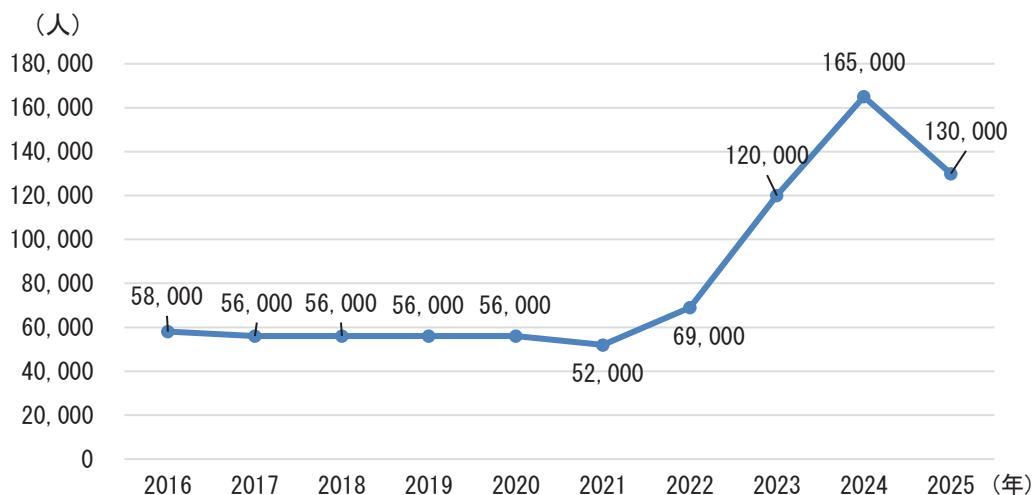


出典：総務省「世界の統計2025」

こうした中、韓国は少子化による労働力不足を背景に、外国人労働者受入れ政策を推進しています。

非専門労働者には「雇用許可制」を導入し、労働力確保を図っている一方で、専門人材の誘致には「電子ビザ発給」「点数移民制」「留学生誘致」「投資移民」など、多岐にわたる戦略を展開しています（図表1-2-25）。

図表1-2-25 韓国における一般雇用許可制に基づく外国人労働者の導入規模の推移



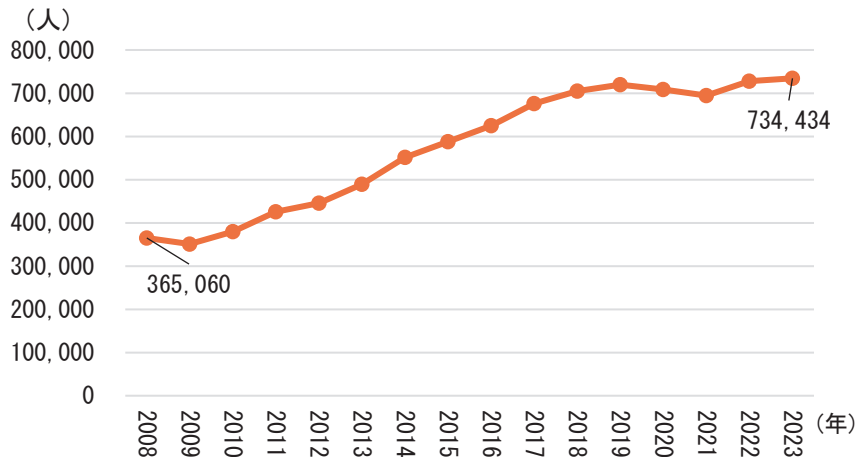
出典：韓国雇用労働部プレスリリース「来年外国人材 (E-9) 13万人導入」

少子高齢化が急激に進行し、人手不足が深刻な状況になっている台湾においても、労働力不足を補うための外国人労働者の受入れを進めています。2023年には外国人労働者の雇用率の上限引き上げ等の規制緩和を実施しました。

台湾に居留している外国人労働者数は2023年4月現在で73万4,434人で台湾の総人口の3.1%となっており、2008年から15年間で倍増しています（図表1-2-26）。

また、2024年2月にはインドと覚書を結び、既に東南アジアから70万人を受け入れている未熟練労働者について、インドも対象に加えられ、同年11月には、初期段階で1,000人のインド人労働者を製造業に受け入れる目標が合意されました。

図表1-2-26 台湾における外国人労働者（非熟練労働者）の推移



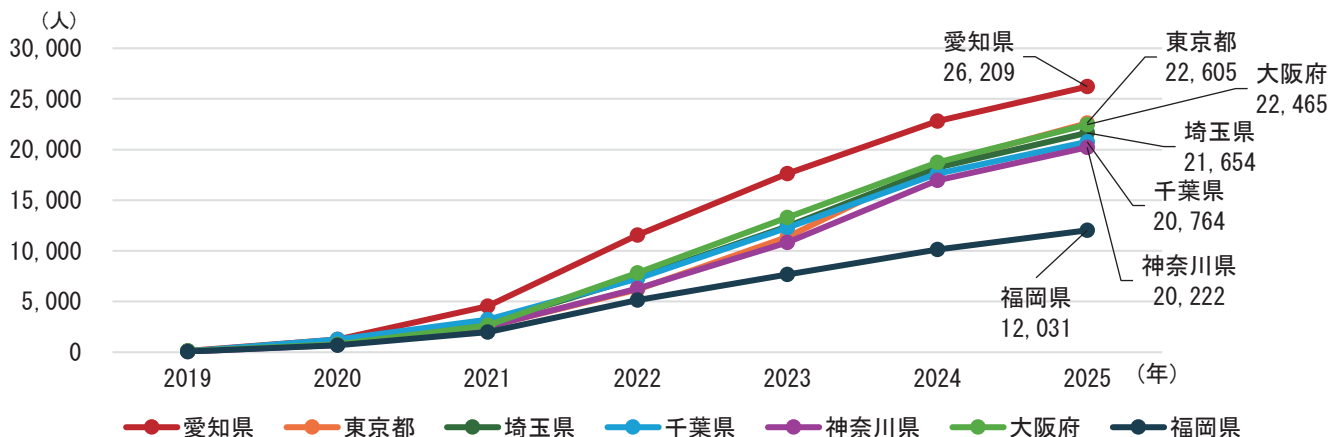
出典：台湾労働部

## (2) 我が国の「特定技能」の状況

2019年4月に創設された「特定技能」の在留資格保有外国人は、2025年6月時点（速報値）で本県が2万6,209人と全国で最も多くなっています（図表1-2-27）。

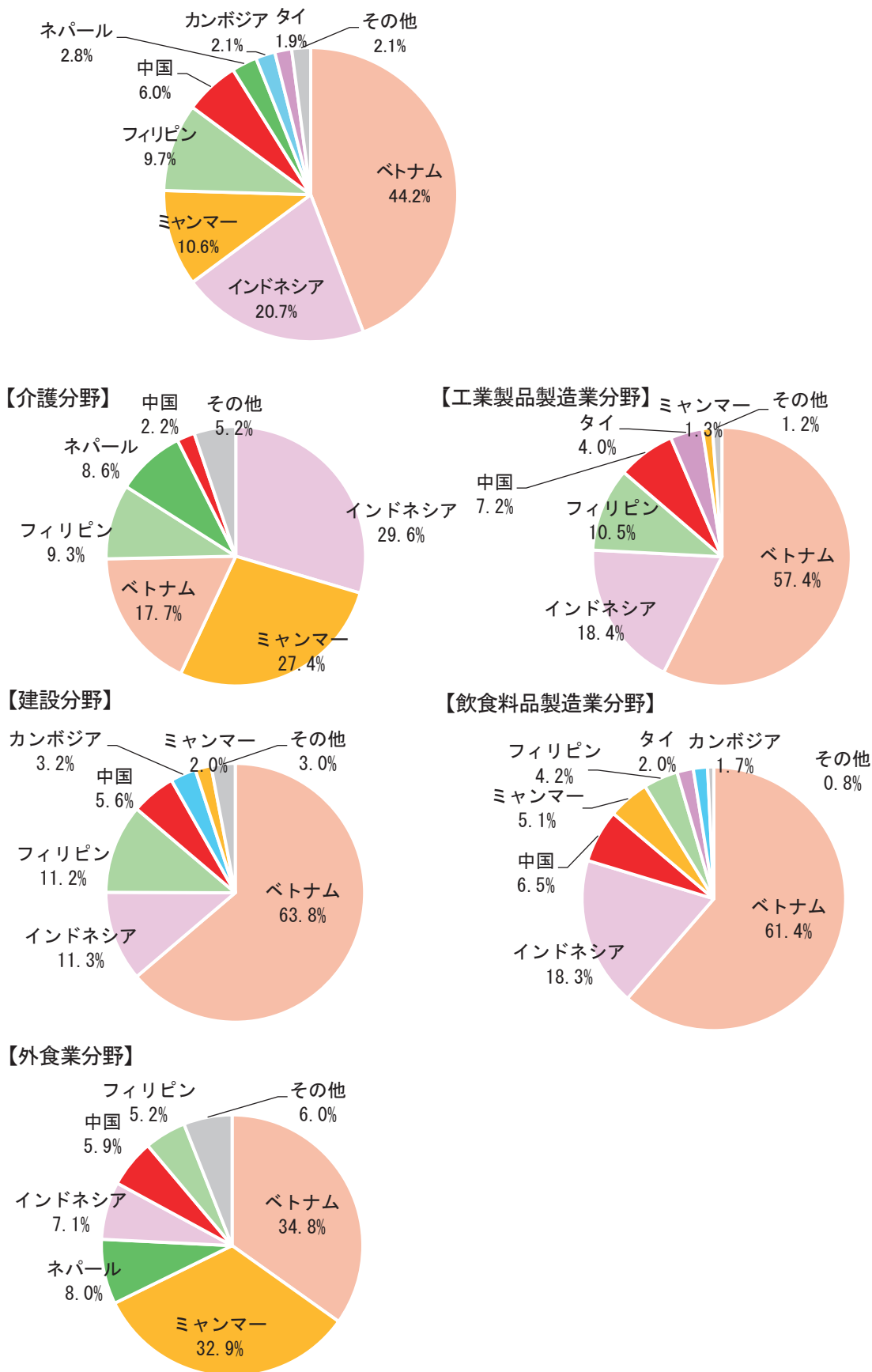
我が国の国籍別の内訳は、ベトナムが14万8,486人と最も多く、インドネシア、ミャンマーと合わせると約75%を占めます。また、主な分野別・国籍別の内訳を見ると、ほとんどの分野でベトナムが第1位ですが、介護分野については、インドネシア、ミャンマーが半数以上を占めています。また、インドネシアは工業製品製造業分野、飲食料品製造業分野、ミャンマーは外食業分野でベトナムに次ぐ割合となっています（図表1-2-28）。

図表1-2-27 「特定技能」の在留資格保有外国人の推移（主な都府県）



出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」

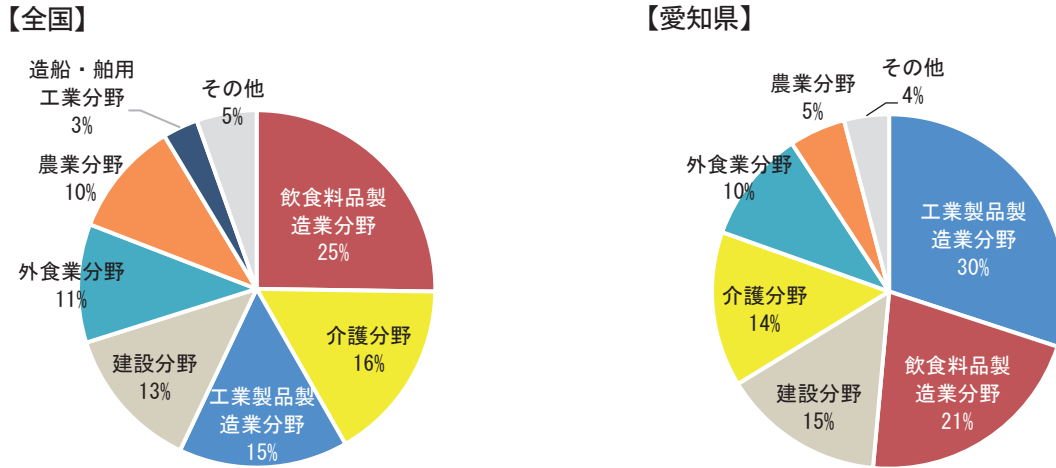
図表 1-2-28 国籍別「特定技能」の在留資格保有外国人の内訳（全国）



出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表等」（2025年6月）

また、全国と比較すると、本県において特定技能1号在留外国人が従事する産業分野としては、工業製品製造業の割合が高い状況にあります（図表1-2-29）。

図表1-2-29 「特定技能」の特定産業別特定技能1号在留外国人数（全国・愛知県）



出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数の公表等」（2025年6月末）

なお、特定技能は1号と2号に分類され、在留期間や家族の帯同、受入れ分野等が異なります（図表1-2-30）。

図表1-2-30 在留資格「特定技能1号・2号」の比較

	特定技能1号	特定技能2号
概要	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留期間	法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）	3年、1年又は6月
家族の帯同	基本的に認められない	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ分野	19分野 （①介護、②ビルクリーニング、③リネンサプライ、④工業製品製造業、⑤建設、⑥造船・船用工業、⑦自動車整備、⑧航空、⑨宿泊、⑩自動車運送業、⑪鉄道、⑫物流倉庫、⑬農業、⑭漁業、⑮飲食料品製造業、⑯外食業、⑰林業、⑱木材産業、⑲資源循環）	11分野 （①ビルクリーニング、②工業製品製造業、③建設、④造船・船用工業、⑤自動車整備、⑥航空、⑦宿泊、⑧農業、⑨漁業、⑩飲食料品製造業、⑪外食業）

出典：（公財）国際人材協力機構（JITCO）ホームページを基に愛知県政策企画局作成

また、特定技能1号・2号の人数及び割合を見ると、全国、本県ともに、特定技能2号保有者は少ない状況にあります（図表1-2-31）。

図表1-2-31 在留資格「特定技能1号・2号」の割合（愛知県・全国）

○愛知県			○全国		
在留資格	人数	割合	在留資格	人数	割合
特定技能1号	25,954	98.89%	特定技能1号	333,123	99.09%
特定技能2号	292	1.11%	特定技能2号	3,073	0.91%
合計	26,246	100.00%	合計	336,196	100.00%

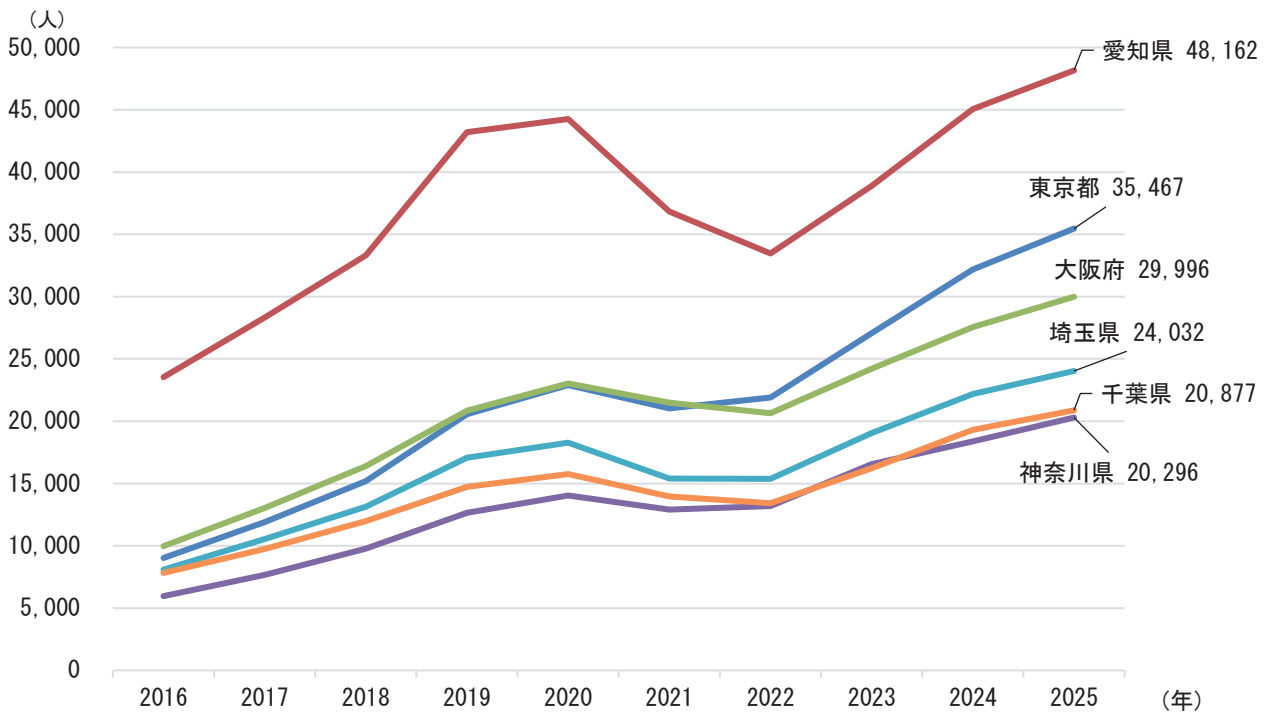
出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」

## 5 技能実習生の状況及び育成就労制度について

### （1）本県の技能実習生の状況

本県における技能実習生の数は、2025年10月末時点で4万8,162人と全国第1位となっています（図表1-2-32）。また、技能実習生の数は全国的に増加傾向にあり、2020年以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に減少したものの、2022年以降は再び増加し、コロナ禍前を上回っています。

図表1-2-32 技能実習生の在留状況の推移（主な都府県）

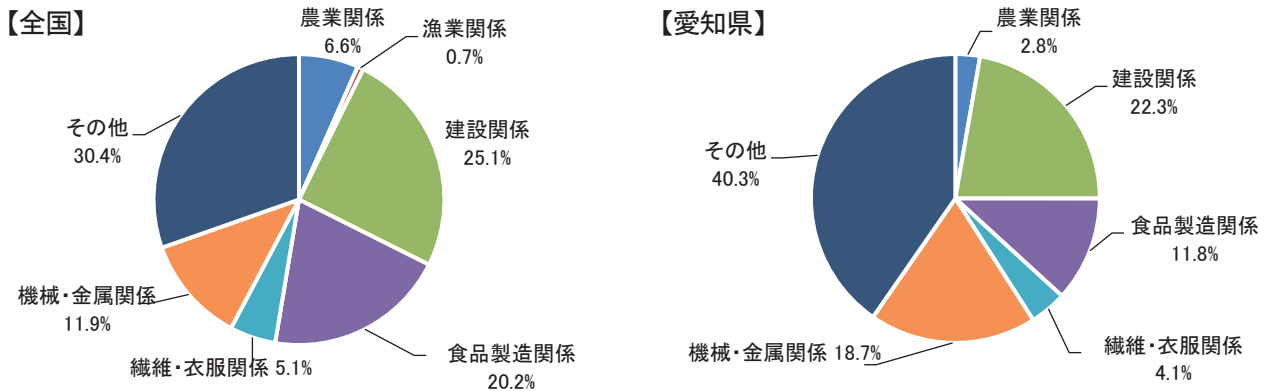


※各年10月末日時点

出典：愛知県労働局「令和7年10月末時点における愛知県の『外国人雇用状況』の届出状況について」

本県の技能実習に係る分野を見ると、全国に比べて農業、食品製造関係の比率が低く、機械・金属関係の比率が高い点が特徴です（図表1-2-33）。

図表 1-2-33 職種別「計画認定件数（構成比）」（全国・愛知県）



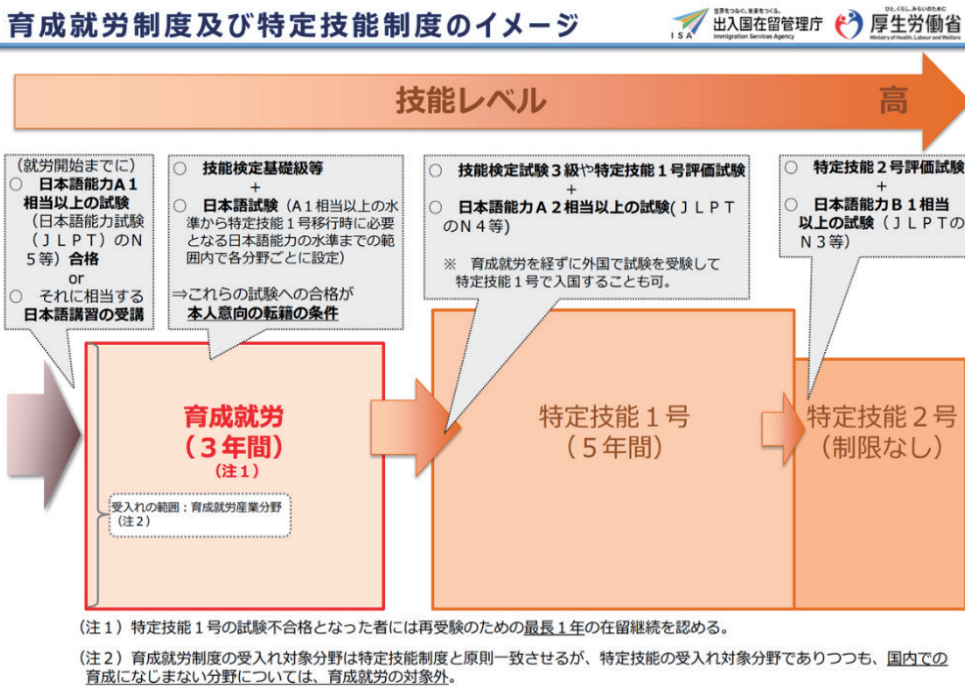
出典：外国人技能実習機構「令和6年度業務統計」

(2) 育成就労制度について

政府は、2027年4月より技能実習に代わる外国人材受入れ制度である育成就労制度の開始を予定しています。制度の目的は、育成就労産業分野（育成就労制度の受入れ分野）において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することとされています（図表1-2-34）。

技能実習制度では原則3年は実習先の変更が認められず、終了後は必ず帰国しなければなりませんでした。育成就労制度においては業界ごとに定められた1～2年間の制限期間後は、本人の意向で別の勤務先に転籍することが可能であり、外国人労働者の流動化が見込まれます。

図表 1-2-34 育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



出典：出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」

なお、国では、「特定技能及び育成就労に関する基本方針」（閣議決定）において、分野別運用方針の中で、特定産業分野及び育成就労産業分野における5年ごとの受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない旨が定められています。

受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野であり、2028年度末の産業需要などを踏まえ、「受入れ見込数=2028年度末の人手不足数－（生産性向上による人材確保相当数+国内人材確保数）」で算出することとされ、全体で約123万人と算出されています（図表1-2-35）。

図表1-2-35 2029年3月末までの受入れ見込数

分野	: 既存分野 (青)																: 既存分野のうち新たな業務等を追加する分野 (緑)		: 新たに追加する分野 (黄)		合計
	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環		
参考：特定技能 (R6.3設定)	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000	
特定技能	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700	
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200	
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900	

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ  
 ※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

出典：出入国在留管理庁「分野別運用方針の主要な記載事項」

## 6 外国人材の受入れ環境の整備について

近年、近隣諸国において外国人材のニーズが高まっていることに加え、円安の影響などにより賃金の面で優位性が低下しており、外国人労働者においては他国を志向する動きもあります。

このため、外国人材に選ばれ、外国人材が定着できる地域づくりを進めることが重要となります。具体的には、帯同する家族の生活のために、保育所等においては保育士側の多文化対応に係る研修の充実や案内文書の多言語化、小中学校では、日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応するための支援体制の整備・充実、公立高校では、多文化共生を意識したクラスづくりや支援員を増員することなどが考えられます。

また、高度人材の受入れに当たっては、インターナショナルスクールや外国語対応医療など、国際水準の環境整備が必要となります。

このほか、言語や食生活、宗教など文化面での対応も必要となりますが、特に地方自治体としては、外国人材が定着できるよう、職場を含めた幅広いコミュニティづくりの支援を行う必要があります。また、企業側においても、外国人材から選ばれる職場となるための意識改革が必要となります。

**コラム 外国人労働者の活躍**

近年、人手不足が深刻化していますが、国においては、特定技能制度をはじめとする関連制度の改正などを進めており、外国人労働者のさらなる活躍が期待されます。

例えば、我が国の物流や地域交通においてはドライバー不足が深刻ですが、運送業においては時間外労働の上限規制等の適用に伴う運送能力の不足が懸念されています。これについては、2024年3月に、既存の在留資格「特定技能」の1号に自動車運送分野（トラック・バス・タクシー）が追加され、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人ドライバーの受入れが可能となりました。

また、自治体独自の取組として、岡崎市では、外国人運転士の誕生をめざす「岡崎モデル」の実現に向け、2024年4月に名鉄バス(株)と包括連携協定を締結し、2025年2月には名鉄バス(株)初となる外国人運転士が誕生しました（図表1-2-36）。

そのほか、介護分野では、訪問介護の人手不足感が特に強い状況にあります。これまで、特定技能制度における外国人介護職員の就労は施設系サービスに限定されていましたが、政府は2025年4月から、介護職員初任者研修課程等を修了し、介護事業所等での実務経験等を有する特定技能外国人等について、訪問介護等訪問系サービスの業務に従事できるよう制度を改正しました。これにより、外国人介護職員の活躍の幅が広がることが期待されます。

**図表1-2-36 「岡崎モデル」の概要について**



【参考】岡崎モデルの取組み状況



(岡崎市役所手続き支援)



(EGAO 日本語学習授業)



(単独乗務お披露目式)

出典：国土交通省「第2回 交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会・交通体系分科会物流部会 合同小委員会（2025年9月8日）」配布資料